

沿岸広域振興局長告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項の規定により定めた次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更した。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成30年8月20日から同年9月14日まで関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月17日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

地区名	縦覧書類	縦覧場所
宮古地区（津軽石・赤前工区）	当該変更に係る県営土地改良事業計画書の写し	宮古市役所